

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	医療対策課	検索番号	3 - 2
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の4 - 1	
許認可等	衛生検査所の登録の変更			
<p>(根拠規定)</p> <p>臨床検査技師等に関する法律(昭和三十二年四月二十三日法律第七十六号)</p> <p>(登録)</p> <p>第二十条の三 衛生検査所(人体から排出され、又は採取された検体について第二条に規定する検査を業として行う場所(病院、診療所又は厚生労働大臣が定める施設内の場所を除く。)をいう。以下同じ。)を開設しようとする者は、その衛生検査所について、厚生労働省令の定めるところにより、その衛生検査所の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この章において同じ。)の登録を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の登録(以下「登録」という。)の申請があつた場合において、その申請に係る衛生検査所の構造設備、管理組織その他の事項が第二条に規定する検査の業務(以下「検査業務」という。)を適正に行うために必要な厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその申請者が第二十条の七の規定により登録を取り消され、取消の日から二年を経過していないものであるときは、登録をしてはならない。</p> <p>3 登録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)二 衛生検査所の名称及び所在地三 検査業務の内容 <p>(登録の変更等)</p> <p>第二十条の四 登録を受けた衛生検査所の開設者は、その衛生検査所について、前条第三項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、その衛生検査所の所在地の都道府県知事の登録の変更を受けなければならない。</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項の登録の変更について準用する。</p> <p>3 登録を受けた衛生検査所の開設者は、その衛生検査所を廃止し、休止し、若しくは休止した衛生検査所を再開したとき、又は前条第三項第一号に掲げる事項若しくは衛生検査所の名称、構造設備、管理組織その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、その衛生検査所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>4 衛生検査所を開設しようとする者又は登録を受けた衛生検査所の検査業務の管理を行う者は、その衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えようとするときその他厚生労働省令で定める場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、その衛生検査所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第二十条の七 都道府県知事は、登録を受けた衛生検査所の構造設備、管理組織その他の事項が第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたとき、又は登録を受けた衛生検査所の開設者が第二十条の四第一項の規定による登録の変更を受けないときは、その衛生検査所の登録を取り消し、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(審査基準)</p> <p>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に係る許認可等の事務処理基準(平成十二年四月一日付け保第793号 各保健所長あて 保健福祉部長通知)</p> <p>臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第七十六号)、同法施行令(昭和33年政令第226号)、同法施行規則(昭和33年厚生省令第24号)の規定による許認可等の事務処理に当たっては、厚生省関連通達及び通知(疑義照会通知を含む)を処理基準とする。なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">1 衛生検査所が三か月を超えてその業務を行わない場合は、休止ではなく、廃止として取り扱うものであること。2 衛生検査所が移転した場合、取りこわし新築した場合、衛生検査所の開設者に変更があつた場合(個人から法人に変わった場合等を含む。)等は、登録の変更としてではなく、廃止、新設として取り扱うものであること。 <p>臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和六十一年四月十五日健政発第二百六十二号)</p>				